令和元年五月九日 関の指定に係る事業所の名称及び所在地の変更について、次のとおり届出があった。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機徳島県告示第十八号

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

生谷会野字大原四〇ビスセンター・社会福祉法人丹那賀郡那賀町延相生デイサー・		る な 主たる事務所の 指定に係る事業所の名称
ビスセンタ	新	業所の名称
	IΒ	指定に係る事業
一 野字大原四○ 那賀郡那賀町延	新	業所の所在地
る支援に相当す第一号通所事業に	事業の種類	
月一日平成三十年四	変更年月日	